

議案第一号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例  
右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者 杉並区長 山 田 宏

第一条 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例  
杉並区長等の給与等に関する条例（昭和三十二年杉並区条例第十五号）の一部を  
次のように改正する。

第一条中「・助役及び収入役」を「及び副区長」に改める。

別表第一中「助役」を「副区長」に改め、「収入役 月額 七十七万九千円」を削る。  
別表第二中「助役」を「副区長」に改め、「収入役 同」を削る。

第二条 杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第  
二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「助役」を「副区長」に改める。

第三条 杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年杉並区  
条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「助役」を「副区長」に改める。

第四条 杉並区議会等の求めにより出頭した者並びに公聴会に参加した者の費用弁償に関

する条例（昭和三十一年杉並区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「並びに」を「及び」に改める。

第一条中「昭和二十二年法律第六十七号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「基き」を「基づき」に、「並びに」を「及び」に改める。

別表一の項中「地方自治法」を「法」に、「第百条第一項」を「法第百条第一項」に、「第百九条第五項、第百九条の二第四項及び第百十条第四項」を「法第百九条第六項（法第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。）」に、「第百九条第四項、第百九条の二第四項及び第百十条第四項」を「法第百九条第五項（法第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。）」に改め、同表二の項中「農業委員会等に関する法律」の下に「（昭和二十六年法律第八十八号）」を加え、同表三の項中「公職選挙法」の下に「（昭和二十五年法律第百号）」を加える。

第五条 杉並区長等の退職手当に関する条例（昭和三十四年杉並区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、助役及び収入役」を「及び副区長」に改める。

第三条の表中	「助役	同	百分の三百四十
収入役	同	百分の二百六十	を

「副区長 同 百分の三百四十」に改める。

第六条 杉並区特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年杉並区条例第三十五号）の一部を

次のように改正する。

第一条中「、助役及び収入役」を「及び副区長」に改める。

第七条 杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「区吏員」を「区職員」に改め、同条第三号及び第四号中「または」を「又は」に改める。

第八条 杉並区副収入役設置条例（昭和四十年杉並区条例第五号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

#### （提案理由）

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表（抄）

第一条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

（通則）

第一条 杉並区長及び副区長

（以下

「区長等」という。）の受ける給料・旅費及びその他の給与等については、この条例の定めるところによる。

（通則）

第一条 杉並区長・助役及び収入役（以下

「区長等」という。）の受ける給料・旅費及びその他の給与等については、この条例の定めるところによる。

第二条による改正（杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

（費用弁償）

第七条 略

（費用弁償）

第七条 略

2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料の八種とし、その額は、杉並区長等の

2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料の八種とし、その額は、杉並区長等の

<p>給与等に関する条例（昭和三十二年杉並区条例第十五号）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、杉並区長等の給与等に関する条例の規定により区長が受けるべき額に相当する額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>新 条 例</p> <p>第三条による改正（杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）</p>	<p>給与等に関する条例（昭和三十二年杉並区条例第十五号）の規定により助役が受けるべき額に相当する額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、杉並区長等の給与等に関する条例の規定により区長が受けるべき額に相当する額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>旧 条 例</p>
<p>（費用弁償） 第五条 略</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料の八種とし、その額は、杉並区長等の給与等に関する条例（昭和三十二年杉並区条例第十五号）の規定により副区長が受け</p>	<p>（費用弁償） 第五条 略</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料の八種とし、その額は、杉並区長等の給与等に関する条例（昭和三十二年杉並区条例第十五号）の規定により助役が受け</p>		

<p>3 略</p> <p>るべき額に相当する額とする。</p>	<p>第四条による改正（杉並区議会等の求めにより出頭した者の費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p> <p>杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百七条等の規定に基づき、杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者（以下「参考人等」という。）に支給する費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>3 略</p> <p>るべき額に相当する額とする。</p>	<p>杉並区議会等の求めにより出頭した者並びに公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例</p> <p>旧 条 例</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百七条等の規定に基づき、杉並区議会等の求めにより出頭した者並びに公聴会に参加した者（以下「参考人等」という。）に支給する費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

第五条による改正（杉並区長等の退職手当に関する条例の一部改正）

新 条 例

（目的）

第一条 この条例は、区長及び副区長

（以下「区長等」という。）の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。

（退職手当の額）

第三条 退職手当の額は、退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、任期満了前に退職した場合において、勤続期間に一年未満の端月数があるときは、月割計算による。

区長 勤続期間一年 百分の五百  
につぎ

副区長 同 百分の三百四十

旧 条 例

（目的）

第一条 この条例は、区長、助役及び収入役

（以下「区長等」という。）の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。

（退職手当の額）

第三条 退職手当の額は、退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、任期満了前に退職した場合において、勤続期間に一年未満の端月数があるときは、月割計算による。

区長 勤続期間一年 百分の五百  
につぎ

助役 同 百分の三百四十

収入役 同 百分の二百六十

<p>第六条による改正（杉並区特別職報酬等審議会条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>	<p>旧 条 例</p>
<p>（設置）</p> <p>第一条 区議会議員の報酬及び政務調査費の額並びに区長及び副区長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、次条の規定による区長の諮問に応じ、審議するため、区長の附属機関として、杉並区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 区議会議員の報酬及び政務調査費の額並びに区長、助役及び収入役の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、次条の規定による区長の諮問に応じ、審議するため、区長の附属機関として、杉並区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>
<p>第七条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p> <p>（用語）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>旧 条 例</p> <p>（用語）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

一 徴税吏員 区長又はその委任を受けた  
区職員をいう。

二 略

三 納付書 納税者が徴収金を納付するた  
めに用いる文書で、区が作成するもの  
に、その納税者の住所及び氏名又は名  
称並びにその納付すべき徴収金額その他  
納付について必要な事項を記載したも  
のをいう。

四 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納  
入するために用いる文書で、区が作成す  
るものに、特別徴収義務者の住所及び氏  
名又は名称並びにその納入すべき徴収  
金額その他納入について必要な事項を記  
載したものをいう。

一 徴税吏員 区長又はその委任を受けた  
区吏員をいう。

二 略

三 納付書 納税者が徴収金を納付するた  
めに用いる文書で、区が作成するもの  
に、その納税者の住所及び氏名または名  
称並びにその納付すべき徴収金額その他  
納付について必要な事項を記載したも  
のをいう。

四 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納  
入するために用いる文書で、区が作成す  
るものに、特別徴収義務者の住所及び氏  
名または名称並びにその納入すべき徴収  
金額その他納入について必要な事項を記  
載したものをいう。